

[事案 2020-115] 契約無効請求

・令和3年2月5日 裁定終了

<事案の概要>

特約が無断で自動更新されたことを理由に、契約の無効および既払保険料の返還等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成10年8月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払保険料の返還と慰謝料の支払いを求める。

- (1)本契約は、10年満期で積立金が出る商品だと思っていたが、実際は終身部分の保険料払込期間が15年で、保険期間が10年の特約部分も自動更新されてしまう商品であった。
- (2)本契約は、10年間での解約を前提としていたにもかかわらず、担当者が無断で特約を更新し、解約されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各特約は10年ごとに自動更新される内容であり、申立人の自署・押印により申込みがなされている。
- (2)更新手続きの案内の際、担当者は、何の手続きも行わなければ自動更新により保険料が上がってしまうこと、更新を望まないのであれば期日までに手続きが必要である旨を伝えていたものの、申立人からは何らの申し出もなかった。
- (3)更新後は、「特約更新完了のお知らせ」を送付しており、更新後保険料の払込みをもって申立人も当然に認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時および更新時の説明状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および更新時に説明を行った担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が10年満期の商品だと思っていたとは認められず、担当者が無断で更新をしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。